平成２３年（フ）第１３６６号
福岡市早良区荒江２丁目９番13号
債務者　西山　良子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８１号
福岡市早良区有田６丁目13番21―101号
債務者　古川　　大
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０５号
福岡市東区三苫４丁目７番３―603号
債務者　白水　　久
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０６号
福岡市東区多の津５丁目５番８―327号
債務者　濱砂　圭司
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４３７号
福岡市博多区諸岡３丁目29番20号
債務者　小牧千代子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６７号
福岡県筑紫郡那珂川町中原３丁目101番地
グリュックスクレー901号
債務者　黒木　富子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８６号
福岡市早良区西新５丁目５番10号
債務者　大鶴美津子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０号
鹿児島県出水市西出水町1347番地　都ハイツ101号、前住所熊本県水俣市長野町10番12―４号
債務者　岩坂　美雪
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2502番地
債務者　田上美和子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
鹿児島県出水市住吉町32番41号、前住所宮崎県宮崎郡清武町大字木原57番地46　フレクション木原301号
債務者　岩元　裕幸
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
鹿児島県出水市境町581番地１
債務者　堤田　洋一
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
鹿児島県出水市緑町２番25号
債務者　池上　武彦
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
仙台市宮城野区小田原２丁目６番４号　小林コーポ201
債務者　笠原　信子（旧姓今野・大内）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０３号
仙台市青葉区赤坂２丁目26番地の２
債務者　戸村　豊子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
宮城県宮城郡松島町磯崎字北ノ窪６番地の１
債務者　加藤　厚子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１２号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目７番20号　アルス泉ケ丘Ⅱ―102
債務者　菅野　健一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷北１丁目２番13号
債務者　金子　尚照
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
仙台市青葉区小松島１丁目２番３号　小松島コーポ208、従前の住所山形市南四番町８番12号
債務者　前田　国治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係